

京都市地域献血会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市地域献血会事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(交付の目的)

第2条 本補助金の交付目的は、市内の各区献血推進実行委員会（以下「各実行委員会」という。）を通じて、各学区単位で行っている献血会（以下「各地域献血会」という。）の活動を補助し、安全な血液製剤の安定した供給を確保することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、各実行委員会とする。

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 献血実施者への処遇品の購入に要する経費
- (2) 献血思想の普及啓発を行うための印刷物の作成及び消耗品等の購入に要する経費
- (3) 各実行委員会及び各地域献血会の運営、育成に要する経費
- (4) その他、各実行委員会及び各地域献血会の目的を達成するために、必要と認める活動に要する経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条各号に規定する事業に要する経費のうち市長が必要と認める額（以下「補助金額」という。）とし、次の各号により算出した額の合計額を各実行委員会に対し、交付するものとする。

- (1) 各地域献血会組織数に3.5千円を乗じて得た額
- (2) 各実行委員会に対し35千円

(交付の申請)

第6条 各実行委員会は、事業開始までに、京都市地域献血会事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書案
- (3) 献血予定表
- (4) 実行委員会規約

(5) 実行委員会名簿

(交付の決定、通知及び標準処理期間)

第7条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから30日以内に、条例第10条各項に基づき交付及び交付予定額又は不交付を決定する。

(実績報告)

第8条 条例第18条の規定による実績報告は、補助事業終了後1か月以内又は補助対象活動の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、京都市地域献血会事業補助金収支決算書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 地域献血会に対する配分内訳(第3号様式)
- (2) 献血実績報告書(第4号様式)

(補助金の交付額の決定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、書類の審査、必要に応じて行う現地調査その他の方法により、補助事業等の実績が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、各実行委員会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、第11条に規定する概算払を受けた場合を除き、補助金の額を確定した後に、各実行委員会に対して交付するものとする。

- 2 各実行委員会は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、市長の指定する日までに、京都市地域献血会事業補助金請求書(第5号様式)により、市長に請求するものとする。

(補助金の概算払)

第11条 各実行委員会は、条例第21条第2項の規定による概算払を受けようとするときは、京都市地域献血事業補助金概算払請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、概算払を受けた各実行委員会は、補助金の交付対象となる経費の額の確定後速やかに京都市地域献血会事業補助金精算書(第7号様式)を作成し、市長に提出するとともに、余剰金が生じた場合は、それを返納しなければならない。

(関係書類の整備)

第12条 各実行委員会は、支出内容及び金額を明らかにした帳簿を備え、当該支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助対象活動完了後5年間保管しておかななければならない。

- 2 前項に規定する書類は、保存期間が満了するまでの間に市長の求めがあった場合は、速やかに提出しなければならない。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、健康長寿のまち・京都推進担当局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

京都市地域献血会事業補助金交付申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条及び京都市地域献血会事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記金額のとおり補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

年 月 日

（宛先）京都市長

献血実行委員会

委員長

年度京都市地域献血会事業補助金

収 支 決 算 書

収 入			支 出		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
合計					

*各地域献血会に対する分配内訳は別紙のとおり

第3号様式（第8条関係）

地域献血会に対する配分内訳

地域献血会名	補助金額	積 算 内 訳			

京都市地域献血会事業補助金請求書

年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

住所

代表者氏名

下記金額を請求します。

金 額	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---

ただし、 年度京都市地域献血会事業補助金として

(次の口座への振込を依頼します。)

振 込 口 座	金融機関名	銀行・信用金庫	本店・支店
		信用組合・農協	出張所
	フリガナ	預金種目	普通 当座
	口座名義	口座番号	

京都市地域献血会事業補助金概算払請求書

年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

住所

代表者氏名

年 月 日付け京都市指令 第 号により交付の決定を受けた京都市地域献血会事業補助金について、京都市地域献血会事業補助金交付要綱第11条第1項により以下のとおり請求します。

金 額	百	十	万	千	百	十	円

ただし、 年度京都市地域献血会事業補助金として

(次の口座への振込を依頼します。)

振 込 口 座	金融機関名	銀行・信用金庫		本店・支店			
		信用組合・農協		出張所			
	フリガナ		預金種目	普通	当座		
	口座名義		口座番号				

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

京都市長

様

京都市〇〇区（※区役所住所※）
（〇〇区役所保健福祉センター内）

〇〇献血推進実行委員会
委員長 〇〇 〇〇

年度京都市地域献血会事業補助金精算書

標記の件につきまして、下記のとおり精算します。

記

受領額 〃 〃 円
執行額 〃 〃 円
返納額 〃 〃 0円

（執行額内訳）

収入			支出		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
運営費補助金			協力謝礼		
合計			合計		

*各地域献血会に対する分配内訳は別紙のとおり